

# フルハウス「すまい」をまるごとお 守りします。

●「すまいの総合保険フルハウス」には、ご契約期間(保険期間)が5年以下のご契約の「フルハウス」、6年以上のご契約の「フルハウスロング」があります。このパンフレットでは、いずれも「フルハウス」といいます。  
●「フルハウス」では、お客様の「すまい」に応じたタイプ(戸建てタイプ・マンション戸室タイプ)をご用意しています。どちらのタイプも、諸費用の補償を充実させた「スタンダードプラン」と、シンプルな補償の「スリムプラン」のいずれかをお選びいただけます。

「すまい」をとり巻くさまざまな危険

※フルハウスでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。詳細はP.4「地震保険のおすすめ」をご覧ください。

**建物+家財(オプション)の補償**

火災

破裂・爆発

落雷

外部からの物体の衝突

給排水設備の事故などによる水濡れ

騒擾・集労働に伴う団行動・争議に暴行

風災・雹災・雪災(★)

水災

盗難

偶然な事故による破損など

電化製品電氣的・機械的事故

持ち出し家財

**家財(オプション)固有の補償**

対象となる電化製品などについてはP.5「お支払いする保険金の主な内容」をご覧ください。  
※ご希望により補償をセッティングすることもできます。

## 損害額×100%お支払い(ご契約金額限度)

※建物のご契約金額(保険金額)の設定にあたっては、新築価格を評価させていただきます。  
※家財のご契約金額も評価額いっぱい設定することをおすすめします。

家財をご契約の場合、貴金属・宝石・美術品などは1点30万円を限度として、時価を基準に保険金をお支払いします。(30万円を超える補償を希望される場合は、1点1点の価額を明記のうえ明記物件補償特約をセッティングしてお引き受けいたします。ただし、合計で100万円が限度となります。)

### (★)風災・雹災・雪災の保険金支払方法

保険の対象が建物の場合は次の2つの方法からお選びいただけます。ただし、いずれの場合でも家財については実損型でのお支払いとなります。

実損型	フランチャイズ型
自己負担額は ありません。	損害額が20万円以上となった場合にお支払いします。

建物の場合	家財の場合
1事故につき自己負担額1万円(※)となります。	30万円限度でお支払い(1事故につき自己負担額3,000円)となります。

30万円限度でお支払い(1事故につき自己負担額3,000円)となります。

家財のご契約金額×20%または100万円のいずれか低い額限度でお支払いとなります。

### 損害保険金の上に上記の事故に伴いお支払いする諸費用

損害保険金×30% 100万円限度(*1)	臨時費用(*2)	損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。
損害保険金×10%限度の実費	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。
P.5「保険金をお支払いする場合」をご覧ください。	修理付帯費用	事故の際に生じる原因調査費用や仮修理の費用などをお支払いします。
損害保険金×10% 200万円限度	特別費用	ご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。
1被災世帯50万円 ご契約金額×20%限度	失火見舞費用(*2)	第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支払いします。
ご契約金額×5% 300万円限度	地震火災費用	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合にお支払いします。
実費	損害防止費用	上記事故で、消火活動のため支出した必要または有益な費用をお支払いします。

プラン別にセッティングされる諸費用

スタンダードプラン		スリムプラン	
戸建て(KX)	マンション(MX)	戸建て(KS)	マンション(MS)
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	×
○	○	○	○
○	○	○	○

これらの費用に代えて「損害付帯諸費用」をお支払いします。  
損害保険金×30%  
300万円限度(\*3)  
※お支払いの対象となる事故は臨時費用と同じです。

(\*1) 居住専用建物の場合は100万円限度。それ以外の建物の場合は500万円限度となります。また、損害保険金×10%(建物の種類によらず100万円限度)とすることもできます。  
(\*2) ご希望により補償をセッティングしないこともできます。また、損害保険金×10%(建物の種類によらず100万円限度)とすることもできます。  
(\*3) 居住専用建物の場合は300万円限度。それ以外の建物の場合は500万円限度となります。また、損害保険金×30%(建物の種類によらず100万円限度)とすることもできます。

## その他 こんな費用もお支払いします。

**戸建て専用** 建てかえ費用(\*4)  
建てかえ時特別費用(\*4)(\*5)

火災にあった建物を、修理せずに取りこわし、2年以内に新築した。(70%以上の損害が生じた場合)  
建てかえ費用  
【ご契約金額-損害保険金】限度の実費  
建てかえ時特別費用  
ご契約金額×10%(200万円限度)

**戸建て専用** 敷地内構築物修復費用

建物の火災で、庭木や物干しも燃えてしまった。  
1事故につき10万円限度の実費

**マンション戸室専用** バルコニー等修繕費用

強風で看板が飛んで来て、ベランダの手すりがこわれた。(専用使用する共用部分対象)  
1事故につき10万円限度の実費

**戸建て専用** ドアロック交換費用

日本国内においてドアの鍵を盗まれたので、ドアロック(錠)をとり替えた。  
1事故につき1つの錠あたり3万円限度、合計200万円限度の実費

**戸建て専用** 水道管修理費用  
※家財をご契約の場合のみ

水道管が凍結でこわれた。  
1事故につき10万円限度の実費  
※建物のみご契約の場合は、上記建物の補償「偶然な事故による破損など」としてお支払いします。

(\*4) ご希望により補償をセッティングしないこともできます。 (\*5) 損害付帯諸費用をセッティングされた場合、お支払いの対象となりません。

**オプションの補償**

**建物罹災時の仮すまい費用(\*6)**

火災で家に住めなくなり、当面はホテルに住むことになった。

1事故につき、仮すまい費用の対象となる方的人数×1万円×支払対象日数または100万円のいずれか低い額限度の実費

(\*6) 「建物罹災時の仮すまい費用」は、保険の対象にされる建物にその所有者またはご家族がお住まいの場合のみ補償をセッティングすることができます。

**個人賠償責任の補償**

日常生活の偶然な事故で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。

※火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

さらに安心! **賠償事故の示談交渉サービス**

個人賠償責任の補償をセッティングされた場合、日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。  
※この補償の対象となる事故に限ります。

**その他の補償**

他にも次の補償をご用意しています! 詳細はP.6「お支払いする保険金の主な内容」をご覧ください。

- 建物賠償責任の補償(\*7)
- 建物付属機械設備の電氣的・機械的事故の補償
- 地震災害による仮すまい費用の補償(\*8)
- 類焼損害の補償

(\*7) この補償をセッティングされる場合のご契約期間は10年までとなります。  
(\*8) 地震保険をご契約いただいた場合にセッティングすることができます。